

障がい手帳・等級別の主なサービス一覧

平成23年4月1日現在  
○該当 △一部該当 ×非該当

障がい別・等級別	身体障がい者手帳																		療育手帳				精神障がい者保健福祉手帳			問い合わせ先	備考						
	肢体不自由						視覚障がい						聴覚又は平衡機能障がい						音声言語そしゃく		内部障がい				療育手帳				精神障がい者保健福祉手帳				
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	①	A			B	C	1	2	3	
特別児童扶養手当	○	○	○	△	×	×	△	△	△	×	×	×	○	○	×	×	×	○	×	△	△	△	×	○	○	△	×	△	△	×	社会福祉課 障がい福祉係 内線3121・3122	20歳未満(1級50,550円/月 2級33,670円)	
特別障がい者手当	政令で定める著しい重度の障がい状態にある者(施設入所または、3ヶ月を超える入院をしていない者)																												20歳以上(26,340円/月)				
障がい児福祉手当	政令で定める著しい重度の障がい状態にある者(施設入所をしていない者)																												20歳未満(14,330円/月)				
在宅心身障がい児福祉手当	○	○	○	△	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×		20歳未満(3,000円/月) ※障がい児を在宅で介護している加入者の加入時年齢により掛け金が異なる	
障がい者扶養共済	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	△		手帳の種別等級によって対応する品目が異なる	
補装具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×		その他自立支援医療(精神通院)受給者など	
日常生活用具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×		障がいを軽くしたり、機能を回復するための医療(18歳未満は「育成医療」、18歳以上は「更生医療」)	
自立支援法(障がい福祉サービス)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
自立支援医療(育成医療)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×			
自立支援医療(更生医療)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×			
自立支援医療(精神通院)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○			
手帳取得用診断書料の補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○			
重度障がい者児住宅リフォーム助成	○下肢・体幹		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×			
自動車運転免許取得費助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		対象経費の2/3の額で10万円を限度	
自動車改造費助成	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		10万円を限度	
有料道路通行料金の割引	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	○	×	×	×	×	×	有料道路登録係 045-477-1233 5割引(身体障がい者本人が運転する場合、等級に関係なく対象)		
NHK受信料減免	市民税非課税世帯		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	NHK 0570-077-077 全額免除			
	世帯主が手帳を所持		○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○聴覚機能障がい						×	×	○	○	×	×	○	○	×	×	○	×	×	半額免除	
自動車税・自動車取得税の減免	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	△	×	○	○	○	×	○	○	×	×	△	×	×	水戸県税事務所 029-247-1297		
JR運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	JR (第1種)の方は介護者も対象		
航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	各航空会社 (第1種)で12歳以上の方と介護者(第2種)で12歳以上の方		
タクシー料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	県ハイヤー協会 029-247-6602		
NTT番号案内(104)料金の免除	△	△	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	NTT 0120-104-174 NTTへご相談ください			
医療福祉費支給制度(マル福)	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	医療保険課 65歳以上75歳未満の方は後期高齢者医療に加入する等が条件あり		
後期高齢者医療制度	○	○	○	△	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×	○	△	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	×	医療保険課 65歳以上75歳未満の方は1割負担(所得等条件あり)		
携帯電話料金の割引	各携帯電話会社にご確認ください。																												各携帯電話会社へ				
障がい基礎年金・障がい厚生年金	「障がい基礎年金」は市民課年金係に、「障がい厚生年金」は水戸南年金事務所にご確認ください。																																
税金の減免	税務課にご確認ください。																																
生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会にご確認ください。																																

※注意 : 制度の改正などにより、対象範囲が変更になる場合がございます。  
障がいが一覧表で該当していても、所得制限などの条件で非該当になる場合がございます。